

船員法第64条の2第1項の協定で定める
労働時間の延長の限度に関する基準の制定について

平成21年1月
海事局運航労務課

1. 背景

船員の時間外労働は陸上労働者と比較すると相対的に長時間となっており、「船員に係る労働契約・労働時間法制検討会」（平成19年3月15日最終とりまとめ）において行われた船員の時間外労働に関する実態調査によると、時間外労働の中でも労使協定時間外労働が大半を占めていることが明らかとなっている。

そのため、同検討会においてそのような労使協定時間外労働の短縮に向け、その限度基準を設けるべきであるとの結論が得られたところであり、これを踏まえ、本年6月6日に公布された海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成20年法律第53号)においては、「国土交通大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、労使協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、船員の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる」（船員法第64条の2第2項）旨の規定が設けられたところである。

本件告示は、本条の施行（平成21年4月1日）に先立ち、労使協定時間外労働の上限について定めるものである。

2. 告示概要

- (1) 時間外労使協定において延長時間を定めるに当たっては、4週間当たり56時間以内とする。
- (2) 特別の事情（臨時的なものに限る。）が生じた場合にあっては、船員法第65条の2に定める労働時間の範囲内において、あらかじめ労使当事者間において定める手続を経て、4週間当たり56時間以内の延長時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合は、この限りでないこととする。

3. 今後の予定

公 布：平成21年3月上旬

施 行：平成21年4月1日